

札幌市図書館条例施行規則の一部を改正する規則案について
令和8年（2026年）6月24日提出

教育長 山 根 直 樹

札幌市図書館条例施行規則の一部を改正する規則

札幌市図書館条例施行規則（平成3年教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表中改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第1号及び第2号において「改正部分」という。）並びに改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1）改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （2）改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- （3）改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 前	改 正 後
（開館時間、休館日等） 第3条 （略）	（開館時間、休館日等） 第3条 （略）

改 正 前			改 正 後				
開館	(略)		開館	(略)			
	時間			時間			
		図書・情報館			(略)	図書・情報館	(略)
		(略)			(略)		
(略)			(略)				
2 (略)			2 (略)				
(登録手続等)			(登録手続等)				
第8条 個人貸出の登録を受けようとする者は、前条各号に規定するいずれかの資格（以下「個人貸出の資格」という。）			第8条 個人貸出の登録を受けようとする者は、前条各号に規定するいずれかの資格（以下「個人貸出の資格」とい				

改 正 前	改 正 後
を有することを確認できる書類（以下「確認書類」という。）を提示して、個人貸出登録申込書（様式1）を館長に提出しなければならない。ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）第18条に規定する学齢児童及び幼児の申込みにあつては、確認書類の提示を要しない。 2・3 （略） （個人貸出をしない図書館資料） 第15条 次に掲げる図書館資料（図書・情報館が所蔵する図書館資料を除く。）は、館長（図書・情報館長を除く。）が特に認めた場合を除き、個人貸出をしない。ただし、電子書籍であるものについては、この限りでない。 (1)～(4) （略）	う。）を有することを確認できる書類（以下「確認書類」という。）を提示して、個人貸出登録申込書（様式1）を館長（<u>こども本の森札幌・北大館長を除く。次項、第10条、第11条、第14条及び第14条の2において同じ。</u>）に提出しなければならない。ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）第18条に規定する学齢児童及び幼児の申込みにあつては、確認書類の提示を要しない。 2・3 （略） （個人貸出をしない図書館資料） 第15条 次に掲げる図書館資料（図書・情報館及び<u>こども本の森札幌・北大</u>が所蔵する図書館資料を除く。<u>第4号において同じ。</u>）は、館長（図書・情報館長及び<u>こども本の森札幌・北大館長</u>を除く。<u>第1号及び第4号、第21条第1項及び第2項並びに第23条において同じ。</u>）が特に認めた場合を除き、個人貸出をしない。ただし、電子書籍であるものについては、この限りでない。 (1)～(4) （略）

改 正 前	改 正 後
2 図書・情報館が所蔵する図書館資料は、 <u>図書・情報館長が</u> 特に認めた場合を除き、個人貸出をしない。	2 図書・情報館が所蔵する図書館資料は図書・情報館長が、 <u>こども本の森札幌・北大が所蔵する図書館資料はこども本の森札幌・北大館長が</u> 特に認めた場合を除き、個人貸出をしない。

附 則

この規則は、札幌市図書館条例の一部を改正する条例（令和7年条例第27号）の施行の日から施行する。

（理 由）

こども本の森札幌・北大の開設に必要な事項を定める等のため、本案を提出する。

【令和8年第8回教育委員会会議 議案第2、3号 概要】

1 札幌市図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則案（議案第2号）

(1) 制定内容及び理由

こども本の森札幌・北大を新たな図書館として設置するにあたり、令和7年6月10日に札幌市図書館条例の一部を改正する条例（改正条例）を公布したが、当時、建物がしゅん工しておらず、新設日を確定できなかったため、施行期日については教育委員会が別に定めることとしていた。

その後、令和8年4月6日に建物の工事がしゅん工し、開設準備を進めているところであるが、この度、令和8年8月1日からこども本の森札幌・北大の供用を開始できることが確実となったため、改正条例の施行期日を同日（8月1日）と定める。

(2) 施行期日

公布の日から施行する。

2 札幌市図書館条例施行規則の一部を改正する規則案（議案第3号）

こども本の森札幌・北大の開設に伴い、札幌市図書館条例施行規則の改正を行う。

(1) 主な改正内容

ア 開館時間及び休館日について

開館時間は午前10時～午後6時とし、休館日は中央図書館・地区図書館と同様、年末年始、毎月第2・第4水曜日、蔵書一斉点検期間とする。

イ 図書館資料の貸出等について

こども本の森札幌・北大では、図書館資料の貸出を行わないことから、これに伴う所要の規定整備を行う。

(2) 施行期日

上記改正条例の施行の日（令和8年8月1日）から施行する。

札幌市図書館条例施行規則（平成3年3月8日教育委員会規則第5号）

最終改正:令和7年12月24日教育委員会規則第11号

改正内容:令和7年12月24日教育委員会規則第11号〔令和8年1月9日〕

○札幌市図書館条例施行規則

平成3年3月8日教育委員会規則第5号

改正

- 平成4年12月教育委員会規則第23号
- 平成6年3月教育委員会規則第2号
- 平成10年3月教育委員会規則第5号
- 平成11年5月教育委員会規則第12号
- 平成16年3月31日教育委員会規則第4号
- 平成18年1月26日教育委員会規則第1号
- 平成20年1月18日教育委員会規則第1号
- 平成24年3月9日教育委員会規則第1号
- 平成26年3月20日教育委員会規則第3号
- 平成26年7月18日教育委員会規則第17号
- 平成26年10月10日教育委員会規則第26号
- 平成28年7月12日教育委員会規則第7号
- 平成29年2月16日教育委員会規則第1号
- 平成30年3月28日教育委員会規則第5号
- 平成31年3月28日教育委員会規則第3号
- 令和6年10月22日教育委員会規則第6号
- 令和7年12月24日教育委員会規則第11号

札幌市図書館条例施行規則

札幌市図書館条例施行規則(昭和27年(教)規則第17号)の全部改正(平成3年3月(教)規則第5号)

目次

- 第1章 総則(第1条—第5条)
 - 第2章 館内利用(第6条)
 - 第3章 館外貸出
 - 第1節 個人貸出(第7条—第15条)
 - 第2節 郵送貸出(第16条—第19条)
 - 第3節 団体貸出(第20条—第23条)
 - 第4章 図書室及び図書コーナー(第24条)
 - 第5章 寄贈及び寄託(第25条)
 - 第6章 札幌市図書館協議会(第26条—第28条)
 - 第7章 補則(第29条)
- 附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、札幌市図書館条例(昭和25年条例第20号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。
(業務)

- 第2条 条例第2条の規定により収集し、整理し、保存するその他必要な資料は、行政資料、郷土資料、逐次刊行物等の資料(第1号において「収集等資料」という。)とし、同条の規定に基づき実施する業務は、次のとおりとする。
- (1) 図書、記録及び収集等資料(マイクロフィルム及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。第6条第1項において同じ。))によって作成されたものを含む。以下「図書館資料」という。)の館内での利用(以下「館内利用」という。)及び館外への貸出し(以下「館外貸出」という。)に関すること。
 - (2) 図書室及び図書コーナーの設置及び運営に関すること。
 - (3) 読書案内、読書相談及び参考調査に関すること。
 - (4) 読書会、研究会、講習会、講演会、映写会、展示会等の開催及びその奨励に関すること。
 - (5) 図書館報等の発行及び頒布に関すること。
 - (6) 他の図書館等との図書館資料の相互貸借等の相互協力に関すること。
 - (7) その他図書館(以下「館」という。)の目的を達成するために必要な業務(開館時間、休館日等)

第3条 館の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会(以下「委員会」という。)が特に必要があると認めたときは、これを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

開館時間	中央図書館	(1) 月曜日から金曜日まで(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。))に当たる日を除く。) 午前9時15分から午後8
------	-------	---

		時まで (2) 土曜日及び日曜日並びに休日 午前9時15分から午後5時まで
	図書・情報館	(1) 月曜日から金曜日まで(休日に当たる日を除く。) 午前9時から午後9時まで (2) 土曜日及び日曜日並びに休日 午前10時から午後6時まで
	えほん図書館	午前9時から午後5時まで
	上記以外の図書館	(1) 月曜日、金曜日、土曜日及び日曜日並びに休日 午前9時15分から午後5時まで (2) 火曜日から木曜日まで(休日に当たる日を除く。) 午前9時15分から午後7時まで
休館日	図書・情報館	(1) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで (2) 図書整理日(毎月第4水曜日とし、その日が休日に当たるときは、委員会が別に定める日とする。) (3) 施設点検日(毎月第2水曜日とし、その日が休日に当たるときは、休館日としない。)
	えほん図書館	(1) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで (2) 図書整理日(毎月第4金曜日とし、その日が休日に当たるときは、委員会が別に定める日とする。) (3) 蔵書一斉点検期間(委員会が毎年1回15日を超えない範囲内において定める期間とする。以下この表において同じ。)
	上記以外の図書館	(1) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで (2) 図書整理日(毎月第4水曜日とし、その日が休日に当たるときは、委員会が別に定める日とする。) (3) 施設点検日(毎月第2水曜日とし、その日が休日に当たるときは、休館日としない。) (4) 蔵書一斉点検期間

2 前項の規定にかかわらず、中央図書館展示室の利用時間及び休業日は、次のとおりとする。ただし、委員会が特に必要があると認めたときは、これを変更し、又は臨時に休業日を設けることができる。

利用時間	午前8時45分から午後5時15分まで
休業日	1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

(入館者の遵守事項等)

第4条 館に入館する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 危険物を持ち込まないこと。
- (2) 指定された場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をしないこと。
- (4) 図書館資料又は館内の施設、設備若しくは器具を損傷し、又はそのおそれのある行為をしないこと。
- (5) その他職員が指示した事項

2 館長は、入館者が前項各号に掲げる事項を遵守しないときは、その者を退館させることができる。

(費用の弁償)

第5条 図書館資料を亡失し、又は汚損したときは、これと同一のもの若しくは館長が指定するもの又は相当の代金をもって弁償させることができる。

第2章 館内利用

(利用手続等)

第6条 図書館資料(電子書籍(電磁的記録によって作成された図書館資料のうち、インターネットその他館長が定める方法により利用が可能なものとして館長が指定するものをいう。以下同じ。))を除く。次項において同じ。)の館内利用は、館長が指定する場所で行わなければならない。

2 館長が特に指定した図書館資料について、館内利用をしようとするときは、あらかじめ職員に申し出なければならない。

第3章 館外貸出

第1節 個人貸出

(利用資格)

第7条 図書館資料の個人への貸出し(電子書籍の利用を含む。以下「個人貸出」という。)を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、次条の規定により登録を受けた個人(以下「個人貸出登録者」という。)とする。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市外に住所を有する者のうち市内に所在する学校に在学する者
- (3) 市外に住所を有する者のうち市内に所在する会社等に勤務する者
- (4) その他委員会が別に定める者

(登録手続等)

第8条 個人貸出の登録を受けようとする者は、前条各号に規定するいずれかの資格(以下「個人貸出の資格」という。)を有することを確認できる書類(以下「確認書類」という。)を提示して、個人貸出登録申込書(様式1)を館長に提出しなければならない。ただし、学校教育法(昭和22年法律第26号)第18条に規定する学齢児童及び幼児の申込みにあつては、確認書類の提示を要しない。

2 館長は、登録の申込みを受けた場合には、その内容を審査し、当該申込みを行った者が個人貸出の資格を有していることを確認したときは、これを登録し、貸出券(様式2)を交付するものとする。

3 登録の期間は、登録を受けた日から3年間とする。

（届出）

第9条 個人貸出登録者は、個人貸出登録申込書の記載事項に変更が生じたときは、速やかにその旨を届け出なければならない。

（登録の取消し）

第10条 館長は、個人貸出登録者が個人貸出の資格を有しなくなったと認めたときは、個人貸出の登録を取り消すものとする。

（登録の期間の更新）

第11条 館長は、個人貸出の登録を受けていた者の申出により、その者が個人貸出の資格を有することについて、当該登録の期間が満了した日の翌日から1年以内に確認した場合には、当該期間を、当該満了した日の翌日から3年間更新する。

（ICカードを用いた個人貸出に係る申出）

第11条の2 個人貸出登録者は、ICカード（札幌市敬老優待乗車証交付規則（平成28年規則第43号）第2条第4号に規定する敬老ICカード、札幌市障がい者等に対する交通費助成規則（昭和56年規則第41号）第2条第8号に規定する福祉乗車証及び札幌市ICカード乗車券取扱規程（平成20年交通局規程第17号）第2条第3号に規定する普通記名ICカードをいう。以下同じ。）を提示することにより個人貸出（電子書籍の利用を除く。次条第1項及び第2項において同じ。）を受ける旨の申出を行うことができる。

2 前項の申出は、いつでもこれを撤回することができる。

（利用手続）

第12条 個人貸出を受けようとする者は、貸出券を提示しなければならない。ただし、利用者識別情報（個人貸出登録者であることを識別するための符号であって教育長が別に定めるものをいう。）が表示された電磁的記録媒体の提示をもって貸出券の提示に代えることができる。

2 前項の規定にかかわらず、前条第1項の申出を行った者が個人貸出を受けようとする場合は、同条第2項の規定による撤回をするまでの間は、当該申出に係るICカードの提示をもって前項の手続に代えることができる。

3 個人貸出登録者に係る電子書籍の利用手続については、教育長が別に定める。

（貸出しの数及び期間）

第13条 個人貸出を受けることができる図書館資料（現に貸出しを受けている図書館資料を含む。）の数は、次に定める数を限度とする。

（1）図書館資料（次号及び第3号に掲げるものを除く。） 10冊

（2）視聴覚資料 2点

（3）電子書籍 3点

2 個人貸出を受けることができる期間は、次に掲げる図書館資料に応じ、当該各号に定める期間とする。ただし、第1号に定める期間の末日については、同日が第3条第1項に規定する休館日と重なったときは、順次これを繰り下げる。

（1）電子書籍以外の図書館資料 14日間

（2）電子書籍 7日間

3 前2項の規定にかかわらず、委員会が必要と認めた場合には、第1項各号に定める数を超え、又は前項各号に定める期間を超えて個人貸出を受けることができる。

（貸出しの停止等）

第14条 館長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、一定の期間個人貸出を停止し、又はその登録を取り消すことができる。

（1）登録について虚偽の申込みを行い、又は貸出券を他人に使用させる等不正な行為をした者

（2）個人貸出を受け、前条第2項第1号に定める期間経過後もなお図書館資料（電子書籍を除く。）を返納しない者

（電子書籍の利用の停止）

第14条の2 館長は、次に掲げる場合は、個人貸出登録者に係る電子書籍の利用の全部又は一部を停止することができる。

（1）電子書籍の利用に係る設備の保守点検、更新等を行う場合

（2）その他館長が電子書籍の利用を停止する必要があると認めた場合

（個人貸出をしない図書館資料）

第15条 次に掲げる図書館資料（図書・情報館が所蔵する図書館資料を除く。）は、館長（図書・情報館長を除く。）が特に認めた場合を除き、個人貸出をしない。ただし、電子書籍であるものについては、この限りでない。

（1）館長が指定する貴重図書及び特別図書

（2）辞書類及び参考書類

（3）行政資料、郷土資料及び逐次刊行物

（4）その他館長が指定する図書館資料

2 図書・情報館が所蔵する図書館資料は、図書・情報館長が特に認めた場合を除き、個人貸出をしない。

第2節 郵送貸出

（利用資格等）

第16条 図書館資料（電子書籍を除く。）の郵送による貸出し（以下「郵送貸出」という。）を受けることができる者は、市内に住所を有し、かつ、身体の障害等により来館できない個人で、教育長が認めたものとする。

2 郵送貸出を受けようとする者は、郵送貸出登録申込書（様式3）に市内に住所を有することを確認できる書類及び来館できないことを確認できる書類を添付して中央図書館長に提出し、登録を受けなければならない。ただし、中央図書館長が特に認めた者の申込みにあつては、当該書類の添付を要しない。

3 前項の登録を受けた者（以下「郵送貸出登録者」という。）は、電子書籍を利用することができる。

（郵送貸出に係る届出）

第17条 郵送貸出登録者は、郵送貸出登録申込書の記載事項に変更が生じたときは、速やかにその旨を届け出なければならない。

（郵送貸出の登録の取消し）

第18条 中央図書館長は、郵送貸出登録者が第16条第1項の規定に該当しなくなったと認めたときは、郵送貸出の登録を取り消すものとする。

（郵送貸出の利用手続）

第18条の2 郵送貸出の利用手続については、教育長が別に定める。

（個人貸出に係る規定の準用）

第19条 第8条第2項及び第3項、第11条、第13条（第1項第3号及び第2項第2号を除く。）、第14条並びに第15条第1項（ただし書を除く。）及び第2項の規定は、郵送貸出について準用する。この場合において、第8条第2項中「館長」とあるのは「中央図書館長」と、「個人貸出の資格」とあるのは「第16条第1項に規定する資格」と、「貸出券（様式2）を交付する」とあるのは「その旨を通知する」と、第11条中「館長」とあるのは「中央図書館長」と、「個人貸出の資格」とあるのは「第16条第1項に規定する資格」と、第13条第2項第1号中「14日間」とあるのは「1月間」と、第14条中「館長」とあるのは「中央図書館長」と、「個人貸出を停止し、又はその」とあるのは「電子書籍の利用を停止し、及び郵送貸出の」と、同条第1号中「行い、又は貸出券を他人に使用させる等」とあるのは「行う等郵送貸出の利用等に関し」と、同条第2号中「前条第2項第1号」とあるのは「第19条第1項において読み替えて準用する前条第2項第1号」と読み替えるものとする。

2 第12条第3項、第13条（第1項第1号及び第2号並びに第2項ただし書及び同項第1号を除く。）、第14条（第2号を除く。）及び第14条の2の規定は、郵送貸出登録者が電子書籍を利用する場合について準用する。この場合において、第14条中「館長」とあるのは「中央図書館長」と、同条第1号中「登録について虚偽の申込みを行い、又は貸出券を他人に使用させる等」とあるのは「電子書籍の利用に関し」と、第14条の2中「館長」とあるのは「中央図書館長」と読み替えるものとする。

第3節 団体貸出

（利用資格）

第20条 図書館資料（電子書籍を除く。以下この節において同じ。）の団体への貸出し（以下「団体貸出」という。）を受けることができるものは、市内の地域団体、職場団体、社会教育関係団体その他の団体で、教育長が認めたもの（以下「市内団体」という。）とする。

（登録の手続等）

第21条 団体貸出を受けようとするものは、団体貸出登録・更新申込書（様式4）を館長に提出し、登録を受けなければならない。

2 団体貸出を受けることができる図書館資料の数は、400冊の範囲内において団体貸出を受ける市内団体の規模等に応じ館長が認める冊数とし、その貸出期間は、1月以内とする。

3 第8条第2項及び第3項、第9条から第11条まで、第12条第1項（ただし書を除く。）、第14条並びに第15条第1項（ただし書を除く。）及び第2項の規定は、団体貸出について準用する。この場合において、第11条中「登録を受けていた者の申出により、その者が個人貸出の」とあるのは「登録を受けていた団体が団体貸出登録・更新申込書（様式4）を提出し、当該団体が団体貸出の」と、第14条第2号中「前条第2項第1号」とあるのは「第21条第2項」と読み替えるものとする。

（図書館資料の管理）

第22条 団体貸出を受けた市内団体及びその代表者は、団体貸出を受けた図書館資料に関する一切の責任を負うものとする。

（費用の負担）

第23条 団体貸出を受けた図書館資料の運搬等に要する費用は、団体貸出を受けた市内団体の負担とする。ただし、館長が適当と認めたときは、この限りでない。

第4章 図書室及び図書コーナー

（設置）

第24条 委員会は、図書館奉仕業務の一環として、別表のとおり区民センター内に図書室を設置し、図書の貸出等を行うものとする。

2 教育長は、前項に規定する図書室を除くほか、市役所、地区センターその他の適当と認める施設内に図書室又は図書コーナーを設置することができる。

3 前2項の規定による図書室又は図書コーナー（以下この項及び次項において「図書室等」という。）は、教育長がその管理運営に当たる。ただし、教育長は、図書室等が設置される施設（次項において「施設」という。）の管理者に、その管理事務の一部を委託することができる。

4 図書室等の利用に関し必要な事項は、施設の管理者と協議して教育長が別に定める。

第5章 寄贈及び寄託

（手続等）

第25条 図書館資料を寄贈し、又は寄託しようとする者は、寄贈・寄託申込書（様式5）を館長に提出することにより、これを行うことができる。

2 寄贈され、又は寄託される図書館資料の梱包、運搬等に要する費用は、寄贈者又は寄託者の負担とする。

第6章 札幌市図書館協議会

（会長及び副会長）

第26条 条例第11条に規定する札幌市図書館協議会（以下「協議会」という。）に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第27条 協議会の会議は、必要の都度会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（庶務）

第28条 協議会の庶務は、中央図書館において行う。

第7章 補則

（委任）

第29条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成3年3月15日から施行する。

（処分、手続等に関する経過措置）

2 次項から附則第9項までに規定する場合を除くほか、この規則の施行の日前にこの規則による改正前の札幌市図書館条例施行規則（以下「旧規則」という。）の規定により行った処分、手続その他の行為は、この規則による改正後の札幌市図書館条例施行規則（以下「新規則」という。）の相当規定により行った処分、手続その他の行為とみなす。

（借出閲覧に関する経過措置）

3 館長は、旧規則第13条第1項の規定による貸出券（旧規則様式3（その1）の規定に基づいて作成されたものに限る。）でこの規則の施行の際現に効力を有するものの交付を受けるために提出された旧規則第13条第1項に規定する図書借出申込書を、新規則第8条第1項に規定する個人貸出登録申込書とみなして、同条第2項の規定により、この規則の施行の日において同項の個人貸出の登録を行うとともに、同項の貸出券を交付するものとする。

4 旧規則第13条第1項の規定による貸出券（旧規則様式3（その2）の規定に基づいて作成されたものに限る。）でこの規則の施行の際現に効力を有するもの（以下「旧貸出券」という。）の交付を受けている者は、この規則の施行の日において新規則第8条第2項の規定による個人貸出の登録を受けたものとみなし、当該旧貸出券は、同項の規定により交付された貸出券とみなす。

5 前項の規定により旧貸出券の交付を受けている者が受けたものとみなされる新規則第8条第2項の個人貸出の登録の期間は、新規則第8条第3項の規定にかかわらず、この規則の施行の日から当該旧貸出券の有効期間として定めている期間の満了する日までの間とする。

（貸出文庫に関する経過措置）

6 この規則の施行の際現に旧規則第26条第2項の規定による貸出文庫の利用の承認を受けている団体は、この規則の施行の日において、新規則第21条第3項において準用する新規則第8条第2項の規定による団体貸出の登録を受けたものとみなす。

7 前項の規定により貸出文庫の利用の承認を受けている団体が受けたものとみなされる新規則第8条第2項の規定による団体貸出の登録の期間は、新規則第8条第3項の規定にかかわらず、この規則の施行の日から当該貸出文庫の利用の承認の期間として定めている期間の満了する日までの間とする。

（移動図書館に関する経過措置）

8 旧規則第31条の3第2項の規定による図書貸出券でこの規則の施行の際現に効力を有するものの交付を受けている者は、この規則の施行の日において、新規則第26条において準用する新規則第8条第2項の規定による移動図書館貸出の登録を受けたものとみなし、当該図書貸出券は、新規則第26条の規定において準用する新規則第8条第2項の規定により交付された移動図書館貸出券とみなす。

9 前項の規定により図書貸出券の交付を受けている者が受けたものとみなされる新規則第26条において準用する新規則第8条第2項の規定による移動図書館貸出の登録の期間は、新規則第25条第2項の規定にかかわらず、この規則の施行の日から当該図書貸出券の有効期間として定めている期間の満了する日までの間とする。

（印刷済みの用紙に関する経過措置）

10 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて作成された用紙で印刷済みのものは、当分の間、必要な修正を加えて使用することができる。

附 則（平成4年（教）規則第23号）～附 則（平成18年（教）規則第1号）

省略

附 則（平成20年（教）規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年（教）規則第1号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年（教）規則第3号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年（教）規則第17号）

この規則は、平成26年8月20日から施行する。

附 則（平成26年（教）規則第26号）

この規則は、平成26年10月27日から施行する。

附 則（平成28年（教）規則第7号）

この規則は、札幌市図書館条例の一部を改正する条例（平成28年条例第41号）の施行の日から施行する。（施行の日＝平成28年11月7日）

附 則（平成29年（教）規則第1号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年（教）規則第5号）

この規則は、札幌市民交流プラザ条例（平成27年条例第35号）の施行の日から施行する。（施行の日＝平成30年10月7日）

附 則（平成31年（教）規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年（教）規則第6号）

この規則は、札幌市区の設置等に関する条例等の一部を改正する条例（令和6年条例第24号）の施行の日から施行する。（施行の日＝令和7年2月25日）

附 則（令和7年（教）規則第11号）

この規則は、令和8年1月9日から施行する。

別表

名称	設置場所
中央区民センター図書室	札幌市中央区南3条西11丁目 札幌市中央区民センター内
北区民センター図書室	札幌市北区北25条西6丁目 札幌市北区民センター内
東区民センター図書室	札幌市東区北11条東7丁目 札幌市東区民センター内
白石区民センター図書室	札幌市白石区南郷通1丁目南 札幌市白石区民センター内
豊平区民センター図書室	札幌市豊平区平岸6条10丁目 札幌市豊平区民センター内
南区民センター図書室	札幌市南区真駒内幸町2丁目 札幌市南区民センター内
西区民センター図書室	札幌市西区琴似2条7丁目 札幌市西区民センター内

様式1

個人貸出登録申込書

※太枠の中を書いてください。

利用者番号

再発行番号

新規・変更・再発行	申込日	年 月 日
フリガナ 名前	フリガナ 保護者	生年月日（せいねんがちのひ） 年 月 日
住所	〒	電話番号（でんわばんごう）
		携帯
		自宅

※市外から通勤・通学の方は下の欄もご記入ください。

勤務先 学校名	
所在地	
電話	

※備考 この欄により記入しなさい。この欄に第2種類の様式を使用することができる。

様式2

表 面

か し だ し け ん NO.	
な ま え	
図 書 館	
札幌市 区	
〒	— ☎ ()

裏 面

- ☆ このカードは、コンピュータによる貸出業務を行っている図書館及び区民センター図書室用です。
- ☆ 本をかりるときは、かならずこのカードをおもちください。
- ☆ 前回登録をしたときから 3 年をすぎた時期に本をかりる場合は、市内に住所を有すること等を申し出てください。
- ☆ このカードをなくしたとき、住所・電話番号などが変わったときは、すぐ知らせてください。
- ☆ このカードを他人に使用させないでください。
- このカードを拾われた方は、お手数ですが図書館までご連絡ください。

様式3

ゆう ぽう かりだし とう ろく もし こみ しょ
郵便 送 貸 出 登 録 申 込 書

※ 太枠内を記入してください。

年 月 日

ふりがな				整理番号
氏 名				生年月日 年 月 日
郵便番号	—	電話番号	()	
住 所	札幌市 区			

※ 申込者が満18歳未満の方である場合は、保護者名を記入してください。

保 護 者 名	
---------	--

○ 障害等の状況（身体障害者手帳等をお持ちの方のみ記入してください。）

手帳の種類		手帳交付年月日	年 月 日
手帳番号		障 害 名	
障害の級別			

○ 来館できない理由（具体的に記入してください。）

--

(宛先) 札幌市 図書館長

電子書籍の利用希望 : 有 ・ 無

※ 代理人が申請する場合は、次の項目を記入してください。

代理人氏名		本人との関係	
		電話番号	()
住 所			

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

様式4

(表)

だんたいかしだしとうろく こうしんもうしこみしよ
団体貸出登録・更新申込書

年 月 日

ふりがな 申込団体名	
申込団体所在地	

1 代表者

ふりがな
(氏名) _____ (電話) _____
(住所) _____

2 連絡先

ふりがな
(氏名) _____ (電話) _____
(住所) _____

3 団体人数

_____人

団 体 員 名 簿 (別途名簿を添付しても可)

氏 名	電話番号	氏 名	電話番号

※決裁欄

※利 用 者 番 号		館長(係長)	係

(裏)

団体活動状況記載欄

- ・活動目的
(図書館資料の利用目的)

- ・主に利用する本の種類

総記	哲学	歴史	社会科学
自然科学	技術	産業	芸術
言語	文学	児童書	絵本
紙芝居	その他()		

- ・1か月に利用したい本の冊数 約 冊

- ・活動状況、活動計画(別途資料を添付しても可)

(宛先)札幌市 図書館長

注 ※印の欄は、記入しないでください。

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

様式5

寄贈・寄託申込書

受付年月日 年 月 日

お名前	
〒	
ご住所	

書名・冊数	
	計 冊

(宛先) 札幌市 図書館長

受付者

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

札幌市図書館条例（昭和25年4月21日条例第20号）

最終改正:令和7年6月10日条例第27号

改正内容:令和7年6月10日条例第27号〔教育委員会が定める日から施行〕

○札幌市図書館条例

昭和25年4月21日条例第20号

改正

昭和25年7月条例第37号
昭和27年10月条例第52号
昭和36年12月条例第32号
昭和39年3月条例第6号
昭和41年9月条例第44号
昭和46年12月条例第45号
昭和54年5月条例第18号
昭和55年12月条例第55号
昭和56年10月条例第20号
昭和56年12月条例第37号
昭和57年12月条例第29号
昭和58年12月条例第24号
昭和61年12月条例第31号
昭和62年10月条例第28号
平成元年6月条例第33号
平成2年12月条例第37号
平成8年12月条例第63号
平成9年10月条例第37号
平成16年3月31日条例第20号
平成24年2月28日条例第13号
平成27年7月17日条例第35号
平成28年6月3日条例第41号
令和7年6月10日条例第27号

札幌市図書館条例

- 第1条 本市は、図書館法（昭和25年法律第118号。以下「法」という。）第10条の規定に基づき、図書館を設置し、その名称及び位置は、別表のとおりとする。
- 第2条 図書館は、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、市民の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するとともに、図書、記録その他必要な資料に関する調査研究、利用支援その他の業務を行う。
- 第3条 図書、記録その他の資料の閲覧及び利用は、無料とする。
- 第4条 館内で図書を閲覧するときは、教育委員会の定める手続によらなければならない。
- 第5条 教育委員会が定める一定の条件を備える者は、図書（次に掲げるものを除く。次項において同じ。）を館外に借り出して閲覧することができる。
- （1）札幌市図書・情報館に所蔵する図書
 - （2）こども本の森札幌・北大に所蔵する図書
 - （3）その他教育委員会が別に定める図書
- 2 前項の規定により図書を館外に借り出して閲覧をしようとする者は、教育委員会の定めるところにより館長の許可を受けなければならない。
- 第6条 館長は、次に掲げる者に対し、入館を拒み、又は退館を命じることができる。
- （1）他に迷惑を及ぼす者
 - （2）その他館長が館内の秩序を乱すおそれがあると認める者
- 第7条 入館者は、すべてこの条例及びこれに基づく規定並びに館員の指示に従い秩序を守らなければならない。
- 第8条 図書館は、一般の利用に供する目的で、図書、記録その他の資料の寄贈又は寄託を受けることができる。
- 第9条 寄託を受けた図書、記録その他の資料は、別段の契約がある場合のほか、図書館所蔵のものと同じ取扱いとする。
- 第10条 寄託を受けた図書、記録その他の資料が火災、盗難その他不可抗力の災害により損害を受けた場合においては、市はその責を負わない。
- 第11条 教育委員会は、図書館（こども本の森札幌・北大に限る。以下この条において同じ。）の管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に図書館の管理を行わせることができる。
- 2 前項の規定により指定管理者に図書館の管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、第2条に規定する業務とする。
- 3 第1項の規定により指定管理者に図書館の管理を行わせる場合における第4条の規定の適用については、同条中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」とする。
- 第12条 法第14条第1項の規定に基づき、札幌市図書館協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

- 2 協議会は、委員15人以内をもって組織する。
- 3 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命する。
- 4 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 前各項に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。（昭和25年5月11日）

附 則（昭和41年条例第44号）

この条例の施行期日は、市長が定める。（昭和42年1月1日）

附 則（昭和46年条例第45号）

- 1 この条例は、昭和47年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。〔以下ただし書省略〕
- 2 この条例の規定による位置又は区域の町名を改める改正規定にかかわらず、その改正規定中施行日における町名と異なる町名で表示されている、その異なる町名は、施行日から地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定による知事の告示又は土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による換地処分の日（以下「変更日」という。）までは、変更日前の町名で表示されたものとみなす。

3～6 省略

附 則（昭和54年条例第18号）

この条例の施行期日は、教育委員会が定める。（昭和54年（教）規則第7号で昭和54年7月28日から施行。ただし、附則の次に別表を加える規定中札幌市山の手図書館に係る部分は昭和54年10月27日から施行）

附 則（昭和55年条例第55号）

この条例の施行期日は、教育委員会が定める。（昭和55年（教）規則第2号で昭和56年2月21日から施行）

附 則（昭和56年条例第20号）

この条例の施行期日は、教育委員会が定める。（昭和57年（教）規則第2号で昭和57年3月20日から施行）

附 則（昭和56年条例第37号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年条例第29号）

この条例の施行期日は、教育委員会が定める。（昭和58年（教）規則第4号で昭和58年3月25日から施行）

附 則（昭和58年条例第24号）

この条例の施行期日は、教育委員会が定める。（昭和58年（教）規則第27号で昭和58年1月21日から施行）

附 則（昭和61年条例第31号）

この条例の施行期日は、教育委員会が定める。（昭和61年（教）規則第14号で昭和62年1月23日から施行）

附 則（昭和62年条例第28号）

この条例の施行期日は、教育委員会が定める。（昭和62年（教）規則第12号で昭和62年12月19日から施行）

附 則（平成元年条例第33号）

この条例は、平成元年11月6日から施行する。

附 則（平成2年条例第37号）

この条例の施行期日は、教育委員会が定める。（平成3年（教）規則第1号で平成3年3月15日から施行）

附 則（平成8年条例第63号）

この条例の施行期日は、教育委員会が定める。（平成9年（教）規則第4号で平成9年3月25日から施行）

附 則（平成9年条例第37号）

この条例は、平成9年11月4日から施行する。

附 則（平成16年条例第20号）

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

- 2 札幌市特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年条例第28号）の一部改正〔省略〕

附 則（平成24年条例第13号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年条例第35号抄）

（施行期日）

- 1 この条例の施行期日は、市長が定める。（後略）（平成30年規則第37号で、同30年10月7日から施行）

附 則（平成28年条例第41号）

この条例の施行期日は、教育委員会が定める。（平成28年（教）規則第10号で、同28年11月7日から施行）

附 則（令和7年条例第27号）

- 1 この条例の施行期日は、教育委員会が定める。ただし、第5条第1項の改正規定（同項に各号を加える改正規定（同項第2号に係る部分に限る。）を除く。）、同条第2項の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 こども本の森札幌・北大に係る改正後の第11条第1項の指定管理者の指定に関し必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表

名称	位置
札幌市中央図書館	札幌市中央区南22条西13丁目
札幌市図書・情報館	札幌市中央区北1条西1丁目
札幌市新琴似図書館	札幌市北区新琴似7条4丁目
こども本の森札幌・北大	札幌市北区北8条西6丁目
札幌市元町図書館	札幌市東区北30条東16丁目
札幌市東札幌図書館	札幌市白石区東札幌4条4丁目
札幌市えほん図書館	札幌市白石区南郷通1丁目南
札幌市厚別図書館	札幌市厚別区厚別中央1条5丁目
札幌市西岡図書館	札幌市豊平区西岡3条6丁目
札幌市清田図書館	札幌市清田区平岡1条1丁目
札幌市澄川図書館	札幌市南区澄川4条4丁目
札幌市山の手図書館	札幌市西区山の手4条2丁目
札幌市曙図書館	札幌市手稲区曙2条1丁目

起案用紙

議案

文書管理番号： 16330830

市長	札幌市図書館条例の一部を改正する条例案の令和7年第2回定例市議会への提出及び条例案の提出に係る教育委員会会議への意見聴取について									
起案日	令和7年4月9日				文書番号					
決裁日	令和7年5月7日				文書分類		14 教育文化 07 社会教育 06 社会教育施設			
発送日										
処理期限										
収受日					保存期間		30年			
ファイル名	条例改正関係（（仮称）こども本の森）									
発送元日付					発送元文書番号					
情報公開	機密情報	未設定								
	非公開情報	未設定								
宛先										
発信者										
公印					起案者		教）中図．事業推進担当係 一般職員 田中 真澄 連絡先：			
	※決裁状況は別紙参照									

建築家安藤忠雄氏が代表を務める安藤忠雄建築研究所が北海道大学構内に建築する子ども向けの図書施設については、同大学及び同研究所と共に本市も運営に参画することとしたところであり、令和８年夏の開館に向けた準備が進められています。

当該図書施設については、現在、建設中であり、令和８年３月にしゅん工する予定ですが、本市の公の施設とし、その名称及び位置を定めるとともに、指定管理者による管理に係る規定を設けるため、札幌市図書館条例の一部を改正する必要があります。

つきましては、別記のとおり、別案１により、札幌市図書館条例の一部を改正する条例案を、来る５月２１日招集予定の令和７年第２回定例市議会に提出してよろしいか伺います。

併せて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定に基づき、当該条例案に対する教育委員会の意見聴取を行う必要があるため、別案２により、当該条例についての教育委員会の意見書案を来る４月下旬開催予定の教育委員会会議に提出してよろしいか伺います。

なお、別案１の議案に係る教育委員会の意見につきましては、令和７年４月２８日に開催された教育委員会会議において、別添１２のとおり「適当である」旨の意見が可決されましたので申し添えます。

札幌市図書館条例の一部を改正する条例案の令和7年第2回定例市議会への提出及び条例案の提出に係る教育委員会会議への意見聴取について

【起案者】教育委員会中央図書館事業推進担当係
田中 真澄 TEL512-7330

第1 背景

1 本市における子どもの読書に係る状況

本市においては、市立図書館の基幹としての機能を有する中央図書館や主として地域の住民への身近な図書のサービスの提供を目的とする地区図書館に加えて、多様化する市民のニーズに応じて充実した図書のサービスを提供することができるよう、乳幼児を主な対象として本に親しむことを目的とした「えほん図書館」や働く世代を主な対象として仕事や暮らしに関する課題解決のための情報を提供する「図書・情報館」といった、中央図書館の基幹機能の一部を補完するため、特定の機能に特化した図書館（以下「機能分館」という。）を設置するなど、本市の読書環境の充実化に取り組んでいる。

もっとも、本市における子どもの読書に係る状況については、令和2年に行った「札幌市の児童生徒の実態に関する基礎調査」（別添2）により、教育段階が上がるにつれて読書の機会が減少していることが確認されたほか、1か月間に本を1冊も読まなかった子どもの割合が、小学校5年生では11.1%、中学校2年生では22.3%、高校2年生では25.5%との調査結果から明らかなように、学齢期の子どもの読書離れが課題となっている。

2 「こども本の森」の概要

上記1の状況において、令和4年12月、建築家安藤忠雄氏（以下「安藤氏」という。）から北海道大学に対し、子ども向けの図書施設として「こども本の森」を同大学に寄附したいとの提案があり、同月、同大学から本市に対し、同大学に新設される「こども本の森」（以下「新設図書施設」という。）の運営に本市が参画することに係る提案があった。

「こども本の森」は、安藤氏が代表を務める株式会社安藤忠雄建築研究所（以下「安藤忠雄建築研究所」という。）が設計・建築を行い、自治体に寄附している子ども向けの図書施設であり、現在、大阪市、遠野市、神戸市及び熊本県に設置されているほか、令和7年7月には新たに松山市において開館される予定である。

3 新設図書施設を本市の図書館として運営することに係る検討

上記2の北海道大学の提案を受け、本市において次のとおり、調査及び検討を行った。

(1) 「こども本の森」を設置する他都市の状況について

他都市の「こども本の森」に係る調査を行ったところ、「こども本の森」は、いずれの自治体においても、子どもに多様な本を手にとってもらい、読書をする機会を提供することを目的とする施設であり、子どもの読書活動の推進に資するものであった。また、利用者からは「子どもの読書習慣が付いた」という声が寄せられていることを確認した。

(2) 新設図書施設と既存の市立図書館との関係について

新設図書施設を、学齢期の小学生及び中学生を主な対象とし、自主的な読書活動の推進を目的とした機能分館として設置し、当該目的に即した蔵書の選定やサービスの提供を行うことで、学齢期の子どもの読書離れという課題に直接的に取り組むことができると考えられる。

(3) 新設図書施設を市立図書館として運営する便益について

新設図書施設における蔵書の更新や企画の運営において本市の図書館全体の蔵書を有効に活用することで、子どもたちの幅広い興味や関心に応えることにより、新設図書施設の利用を契機とした読書習慣の定着を図ることや、子どもが様々な機会や環境で読書に親しむことにつなげることができると考えられる。

4 新設図書施設の設備、運営等に係る基本合意書の締結

上記3のとおり、新設図書施設は本市における学齢期の子どもの読書離れという課題に対して効果的であると考えられることから、本市として北海道大学による提案を受け入れ、新設図書施設の運営に参画することとし、令和5年11月に安藤忠雄建築研究所及び北海道大学との間で、新設図書施設の整備、運営等に係る「（仮称）こども本の森に係る基本合意書」（別添3）を締結した。

当該基本合意書においては、新設図書施設について、安藤忠雄建築研究所が設計・建築を行い、北海道大学に寄附すること、本市を含めた関係三者は令和8年夏までを目途に開館できるよう努めること、北海道大学と本市が協力して運営すること等を定めている。

5 新設図書施設の運営に係る基本方針

新設図書施設の運営に係る基本的な方針を策定することとして、令和6年12月24日から令和7年1月28日までの間に「（仮称）こども本の森」基本方針の策定に係るパブリックコメントを実施し、同年2月に当該基本方針（別添8）を策定した。

当該基本方針においては、上記1の課題や新設図書施設を上記3(2)のとおり機能分館として位置付けることとして整理した上で、施設利用者、施設関係者、他都市のこども本の森の関係者及び大学教授等の有識者を対象としたヒアリング調査における意見や要望を踏まえ、新設図書施設のコンセプトを「こどもに知をひらく」とし、これに基づき以下の3つの方針を定めることとした。

- ①本との出会いから、世界への好奇心と想像・創造力を育む
- ②多種多様な知や人とつながり、学びを深める
- ③魅力ある空間や豊かな自然の中で、読書に没入する

第2 改正内容

1 新設図書施設の名称及び位置（札幌市図書館条例（昭和25年条例第20号。以下「図書館条例」という。）別表関係）

新たに図書館を設置し、その名称及び位置を次のとおりとする。

名 称（※）	位 置
こども本の森札幌・北大	札幌市北区北8条西6丁目

※ 名称については、他の自治体に安藤氏が寄附した図書施設と同様に「こども本の森」を使用すること、本市の市立図書館であることを示すために「札幌」を使用すること及び新設図書施設を北海道大学に設置することを踏まえて「北大」を使用すること等について、北海道大学及び安藤忠雄建築研究所との間で協議を重ねた上で決定した。

2 管理の代行等（改正後の図書館条例第11条関係）

新設図書施設では、上記第1の5のコンセプトとこれに基づく3つの方針を定めており、これらを実現するために、新たな本との出会いを促す機能（誘発機能）、多種多様な知や人とつながる機能（交流機能）及び空間や自然などを感じながら様々なことが学べる機能（体験機能）の3つの機能を柱とし、北海道大学の構内に

立地するという独自性も生かしたサービスを構築することとしている。

上記のサービスの構築を実現するため、新設図書施設においては、利用者が新しい本と出会う機会を生むための独創性のある蔵書の選定を行うこと、北海道大学、他の市立図書館等の多様な関係者に対して円滑な交渉・調整を行うこと、子どもたちに本との出会いを体験してもらうために新設図書施設のコンセプトや意図を視覚的に伝達するデザインを活用すること、メディアやSNSを活用して施設の魅力や特徴を発信することが必要である。

これらの業務を適切に行い、新設図書施設の運営の効率化を図り、その設置目的を果たすため、専門的な人材を柔軟に活用する必要があることを考慮すると、事業運営や施設管理のノウハウを持つものに管理・運営を行わせることが望ましい。

そこで、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者に新設図書施設の管理を行わせることができる旨の規定を設け、指定管理者に行わせる業務の範囲を図書館条例第2条に規定する業務とする規定を設けるほか、指定管理者に管理を行わせる場合の読替規定を設ける。

3 その他の改正

こども本の森札幌・北大に所蔵する図書の閲覧については館内に限ることとするため、図書館条例第5条第1項に規定する「図書」について、こども本の森札幌・北大に所蔵する図書を除くこととする。

また、札幌市図書・情報館に所蔵する図書の閲覧について原則として館内に限ることを札幌市図書館条例施行規則（平成3年教育委員会規則第5号）第15条第2項に規定しているところ、このことについて条例においても明記するほか、所要の規定整備を行う。

第3 新設図書施設の概要について

1 設置目的

子どもたちが主体的に読書に対する興味・関心を持てる環境を用意し、自主的な読書活動を推進するために、学齢期の小学生及び中学生を主な対象とした図書館を設置する。

2 床面積

353.43㎡

3 設備

閲覧室、書庫、授乳室等

4 蔵書数

1万5千冊程度

5 施設の運営

上記第2の2のとおり、指定管理者に施設の管理を行わせることとする。

第4 施行期日等

1 施行期日

図書館条例第5条第1項の改正（同項第2号に係る部分を除く。）及び同条第2項の改正並びに下記2の規定については、公布の日から施行する。

上記以外の改正について、新設図書施設は、令和8年夏の開館を予定しているが、当該条例案の提出の時点では工事がしゅん工していないことから、施行期日は、教育委員会が定めることとする。

2 準備行為（附則関係）

新設図書施設を供用するために必要な準備行為は、新設図書施設の供用開始よりも前に行う必要があることから、この準備行為については教育委員会が定める日前においても行うことができるよう規定する。

第5 令和7年第2回定例市議会に条例案を提出する理由

指定管理者による新設図書施設の管理を可能とし、団体の公募及び選定に係る事務を進めるため、令和7年第2回定例市議会に条例案を提出する。

第6 供用開始までのスケジュール（予定）

令和7年10月	指定管理者の選定（公募）
令和7年第4回定例市議会	指定管理者の指定に係る議案の提出
令和8年3月下旬	工事の完了（しゅん工）
令和8年夏	供用開始

第7 添付書類

- 1 図書館条例（現行）
- 2 令和2年度札幌市の児童生徒の実態に関する基礎調査に係る資料（抜粋）
- 3 （仮称）こども本の森に係る基本合意書
- 4 「（仮称）こども本の森」基本方針（案）パブリックコメントの実施について
- 5 「（仮称）こども本の森」基本方針（案）小学生・中学生向け資料
- 6 「（仮称）こども本の森」基本方針（案）パブリックコメント意見集
- 7 「（仮称）こども本の森」基本方針（案）キッズコメント意見集
- 8 「（仮称）こども本の森」基本方針（令和7年2月27日策定）
- 9 （仮称）こども本の森札幌施設図面リスト
- 10 図書館法（昭和25年法律第118号）
- 11 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）（抜粋）
- 12 図書館条例の一部改正に係る意見書

札幌市図書館条例の一部を改正する条例案
令和7年（2025年）5月21日提出

札幌市長 秋 元 克 広

札幌市図書館条例の一部を改正する条例

札幌市図書館条例（昭和25年条例第20号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第5条第1項中「ものは図書」を「者は、図書（次に掲げるものを除く。次項において同じ。）」に、「、閲覧する」を「閲覧する」に改め、同項に次の各号を加える。
 - (1) 札幌市図書・情報館に所蔵する図書
 - (2) こども本の森札幌・北大に所蔵する図書
 - (3) その他教育委員会が別に定める図書
- (2) 第5条第2項中「前項により」を「前項の規定により図書を館外に」に、「なそうとするととき」を「しようとする者」に、「うけなければ」を「受けなければ」に改める。
- (3) 第12条中「について」を「の施行に関し」に、「事項は」を「事項は、」に改め、同条を第13条とし、第11条を第12条とし、第10条の次に次の1条を加える。

第11条 教育委員会は、図書館（こども本の森札幌・北大に限る。以下この条において同じ。）の管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に図書館の管理を行わせることができる。

 - 2 前項の規定により指定管理者に図書館の管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、第2条に規定する業務とする。
 - 3 第1項の規定により指定管理者に図書館の管理を行わせる場合における第4条の規定の適用については、同条中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」とする。
- (4) 別表札幌市新琴似図書館の項の次に次のように加える。

こども本の森札幌・北大	札幌市北区北8条西6丁目
-------------	--------------

附 則

- 1 この条例の施行期日は、教育委員会が定める。ただし、第5条第1項の改正規定（同項に各号を加える改正規定（同項第2号に係る部分に限る。）を除く。）、同条第2項の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 こども本の森札幌・北大に係る改正後の第11条第1項の指定管理者の指定に関し必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（理 由）

子どもの自主的な読書活動の推進を目的とした図書館を新設するとともに、当該図書館の管理を指定管理者に行わせることができるようにする等のため、本案を提出する。

議会の議案についての市長への意見の申出について
令和7年（2025年）4月 日提出

教育長 山 根 直 樹

札幌市図書館条例の一部を改正する条例案（別添）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、下記意見書のとおり意見を述べる。

意 見 書

札幌市図書館条例の一部を改正する条例案は、北海道大学構内に設置する新たな図書館の名称や位置を定めるとともに、管理を指定管理者に行わせることを可能とするためのものであり、その内容は適当と考えます。

札幌市教育委員会

（理 由）

札幌市図書館条例の一部を改正する条例案について意見を述べるため、本案を提出する。

札幌市図書館条例（昭和25年条例第20号）新旧対照表

現 行	改 正 後	備 考																						
第5条 教育委員会が定める一定の条件を備えるものは <u>図書</u> を館外に借り出して、 <u>閲覧</u> することができる。	第5条 教育委員会が定める一定の条件を備える者は、 <u>図書（次に掲げるものを除く。次項において同じ。）を館外に借り出して閲覧</u> することができる。 <u>(1) 札幌市図書・情報館に所蔵する図書</u> <u>(2) こども本の森札幌・北大に所蔵する図書</u> <u>(3) その他教育委員会が別に定める図書</u>	一部の図書について館内閲覧に限る旨を明記するもの																						
2 <u>前項により借り出して閲覧をなそうとするときは、教育委員会の定めるところにより館長の許可をうけなければならない。</u> (新設)	2 <u>前項の規定により図書を館外に借り出して閲覧をしようとする者は、教育委員会の定めるところにより館長の許可を受けなければならない。</u>	規定整備																						
第11条 (省略) 2～5 (省略) 第12条 この条例について必要な事項は教育委員会が定める。	第11条 教育委員会は、 <u>図書館（こども本の森札幌・北大に限る。以下この条において同じ。）の管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に図書館の管理を行わせることができる。</u> 2 <u>前項の規定により指定管理者に図書館の管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、第2条に規定する業務とする。</u> 3 <u>第1項の規定により指定管理者に図書館の管理を行わせる場合における第4条の規定の適用については、同条中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」とする。</u> 第12条 (現行のとおり) 2～5 (現行のとおり) 第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。	こども本の森札幌・北大に係る管理の代行等に関する規定の新設 指定管理業務に係る規定の新設 読替規定の新設																						
別表	別表	規定整備 規定整備																						
<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>札幌市中央図書館及び札幌市図書・情報館</td><td>(省略)</td></tr><tr><td>札幌市新琴似図書館</td><td>札幌市北区新琴似7条4丁目</td></tr><tr><td>札幌市元町図書館</td><td>札幌市東区北30条東16丁目</td></tr><tr><td colspan="2">(以下省略)</td></tr></table>	名称	位置	札幌市中央図書館及び札幌市図書・情報館	(省略)	札幌市新琴似図書館	札幌市北区新琴似7条4丁目	札幌市元町図書館	札幌市東区北30条東16丁目	(以下省略)		<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>札幌市中央図書館及び札幌市図書・情報館</td><td>(現行のとおり)</td></tr><tr><td>札幌市新琴似図書館</td><td>札幌市北区新琴似7条4丁目</td></tr><tr><td><u>こども本の森札幌・北大</u></td><td><u>札幌市北区北8条西6丁目</u></td></tr><tr><td>札幌市元町図書館</td><td>札幌市東区北30条東16丁目</td></tr><tr><td colspan="2">(以下現行のとおり)</td></tr></table>	名称	位置	札幌市中央図書館及び札幌市図書・情報館	(現行のとおり)	札幌市新琴似図書館	札幌市北区新琴似7条4丁目	<u>こども本の森札幌・北大</u>	<u>札幌市北区北8条西6丁目</u>	札幌市元町図書館	札幌市東区北30条東16丁目	(以下現行のとおり)		こども本の森札幌・北大の新設（北区に設置することから、同区の地区図書館である新琴似図書館の次の項に加える）
名称	位置																							
札幌市中央図書館及び札幌市図書・情報館	(省略)																							
札幌市新琴似図書館	札幌市北区新琴似7条4丁目																							
札幌市元町図書館	札幌市東区北30条東16丁目																							
(以下省略)																								
名称	位置																							
札幌市中央図書館及び札幌市図書・情報館	(現行のとおり)																							
札幌市新琴似図書館	札幌市北区新琴似7条4丁目																							
<u>こども本の森札幌・北大</u>	<u>札幌市北区北8条西6丁目</u>																							
札幌市元町図書館	札幌市東区北30条東16丁目																							
(以下現行のとおり)																								



(市長提案説明資料)

議案第 号は、札幌市図書館条例の一部を改正する条例案であります。

本案は、建築家安藤忠雄氏が代表を務める安藤忠雄建築研究所が北海道大学構内に建築する子ども向けの図書施設について、子どもたちの自主的な読書活動の推進を目的とした市立図書館として設置するため、その名称及び位置を定めるとともに、指定管理者による管理を可能とするものです。

【改正概要】札幌市図書館条例の一部を改正する条例案について

1 改正の背景

令和4年12月、建築家安藤忠雄氏から北海道大学に対し、子ども向けの図書施設として「こども本の森」を同大学に寄附したいとの提案があり、同月、同大学から本市に対し、同大学に新設される「こども本の森」（以下「新設図書施設」という。）の運営に本市が参画することに係る提案があった。

新設図書施設を学齢期の子どもを主な対象とし、自主的な読書活動の推進を目的とした機能分館として設置することは、本市における学齢期の子どもの読書離れという課題に対して効果的であると考えられることから、本市として北海道大学による提案を受け入れ、新設図書施設の運営に参画することとし、令和5年11月に安藤忠雄建築研究所及び北海道大学との間で、新設図書施設の整備、運営等に係る「（仮称）こども本の森に係る基本合意書」を締結した。

また、新設図書施設の運営に係る基本的な方針を策定することとして、令和6年12月24日から令和7年1月28日までの間に「（仮称）こども本の森」基本方針の策定に係るパブリックコメントを実施し、同年2月に当該基本方針を策定した。

2 改正内容

新設図書施設を本市が子どもたちの自主的な読書活動の推進を目的とした市立図書館として設置し、運営するため、札幌市図書館条例の一部を改正する。

(1) 名称及び位置について

新設図書施設の名称は「こども本の森札幌・北大」とし、位置は札幌市北区北8条西6丁目とする。名称については、北海道大学及び安藤忠雄建築研究所との間で協議を重ねた上で決定した。

(2) 指定管理者制度の活用について

新設図書施設の運営においては、運営の効率化を図り、その設置目的を果たすため、専門的な人材を柔軟に活用する必要があることを考慮すると、事業運営や施設管理のノウハウを持つものに管理・運営を行わせることが望ましいことから、地方自治法第24条の2第3項の規定に基づき、指定管理者に新設図書施設の管理を行わせることがで

きる旨の規定を設ける。

3 施行期日について

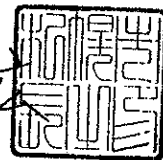
新設図書施設は、令和８年夏の開館を予定しているが、当該条例案の提出の時点では工事がしゅん工していないことから、施行期日は、教育委員会が定めることとし、その他の規定整備等については公布の日から施行する。

札幌市図書館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 6 月 10 日

札幌市長

秋元克本



札幌市条例第 27 号

札幌市図書館条例の一部を改正する条例

札幌市図書館条例（昭和 25 年条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第 5 条第 1 項中「ものは図書」を「者は、図書（次に掲げるものを除く。次項において同じ。）」に、「、閲覧する」を「閲覧する」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 札幌市図書・情報館に所蔵する図書
- (2) こども本の森札幌・北大に所蔵する図書
- (3) その他教育委員会が別に定める図書

- (2) 第 5 条第 2 項中「前項により」を「前項の規定により図書を館外に」に、「なそうとするとき」を「しようとする者」に、「うけなければ」を「受けなければ」に改める。

- (3) 第 12 条中「について」を「の施行に関し」に、「事項は」を「事項は、」に改め、同条を第 13 条とし、第 11 条を第 12 条とし、第 10 条の次に次の 1 条を加える。

第 11 条 教育委員会は、図書館（こども本の森札幌・北大に限る。以下この条において同じ。）の管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に図書館の管理を行わせることができる。

- 2 前項の規定により指定管理者に図書館の管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、第 2 条に規定する業務とする。

- 3 第1項の規定により指定管理者に図書館の管理を行わせる場合における第4条の規定の適用については、同条中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」とする。

- (4) 別表札幌市新琴似図書館の項の次に次のように加える。

こども本の森札幌・北大	札幌市北区北8条西6丁目
-------------	--------------

附 則

- 1 この条例の施行期日は、教育委員会が定める。ただし、第5条第1項の改正規定（同項に各号を加える改正規定（同項第2号に係る部分に限る。）を除く。）、同条第2項の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 こども本の森札幌・北大に係る改正後の第11条第1項の指定管理者の指定に関し必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。